

事務連絡
令和元年8月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局教科書課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

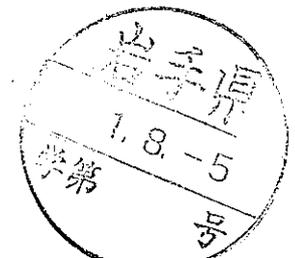
デジタル教科書の無償貸与による効果検証への
参加校募集について（依頼）

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）等が平成31年4月1日に施行され、一定の条件のもとで、学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用できるようになりました。

文部科学省初等中等教育局教科書課では、今年度、学習者用デジタル教科書の効果・影響等を把握・検証するため、「デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」を実施しています。その一環として、教育課程の全部において紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる、視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じない等の事由がある児童生徒に、教科書発行者から協力を得て、一定期間無償で学習者用デジタル教科書を貸与し、学習者用デジタル教科書の効果検証を実施いたします。

今年度使用教科書として採択している教科書と同じ発行者の学習者用デジタル教科書または教科書に準拠したデジタル教材（副教材）について、試行的に導入いただき、学習上の困難の低減の効果についての検証にご協力いただくことを想定しております。

応募は、本事業の事務局である、別記のエヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社のウェブサイトにて可能です。



各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人及び各公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、御周知願います。

記

○応募ウェブサイトURL

<https://nttls-edu.jp/mextdigital/2019/>

(令和元年 8 月 6 日より閲覧可能、エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社のウェブサイトへ接続します)

○申込み期間

令和元年 8 月 6 日（火）～8 月 27 日（火）

※ただし、応募多数の場合先着順とさせていただきます。

※市区町村の教育委員会または学校単位でお申込みいただくことが可能です。

○応募に関する問合せ先

エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社 教育 ICT 推進部

担当 高橋、加賀美、藤田、日高

Mail アドレス: digital@nttls.co.jp

【本件担当】

(全体について)

初等中等教育局教科書課デジタル教科書企画係

電話：03 (6734) 2576

(特別支援教育について)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

電話：03 (6734) 3193

(外国人児童生徒等への対応について)

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課日本語指導係

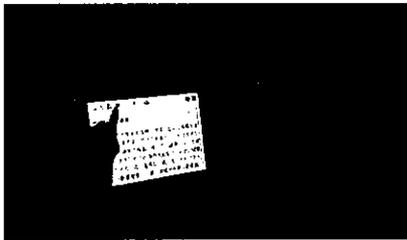
電話：03 (6734) 2035

学習者用デジタル教科書を試してみませんか？

別紙

視覚障害や発達障害等の障害や、日本語に慣れていない等の理由で、教科書で勉強することが難しい児童生徒に、一定期間無償で学習者用デジタル教科書を使ってもらうことができます（※1）。

耳で聞いたほうが分かるな…

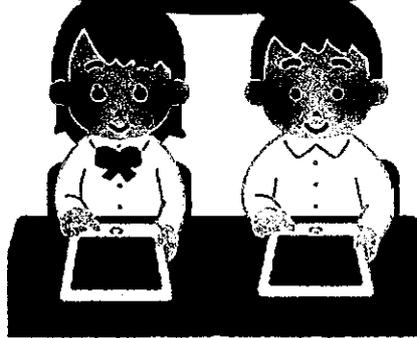


音声で聞ける！

紙はめくりにくいな

ページが検索できる！

困りごとが解消できます！



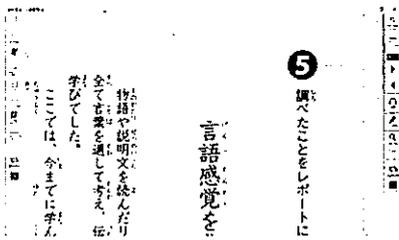
紙の文字って読みにくいな



フォントや色を変えられる！

漢字はまだ難しいな

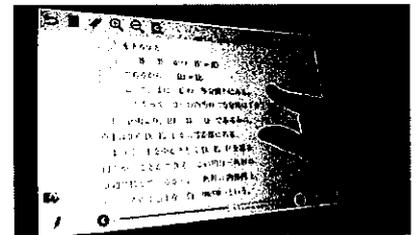
字が小さくて読めない…



フリガナが付く！

拡大教科書は重いな

パソコン1台でたくさんの教科が学べる！



文字や図を好きな大きさに！

【上記の機能は、教科書発行者や教科によって異なります。】

☆詳細・応募はこちら☆

応募ウェブサイトURL（※2）：

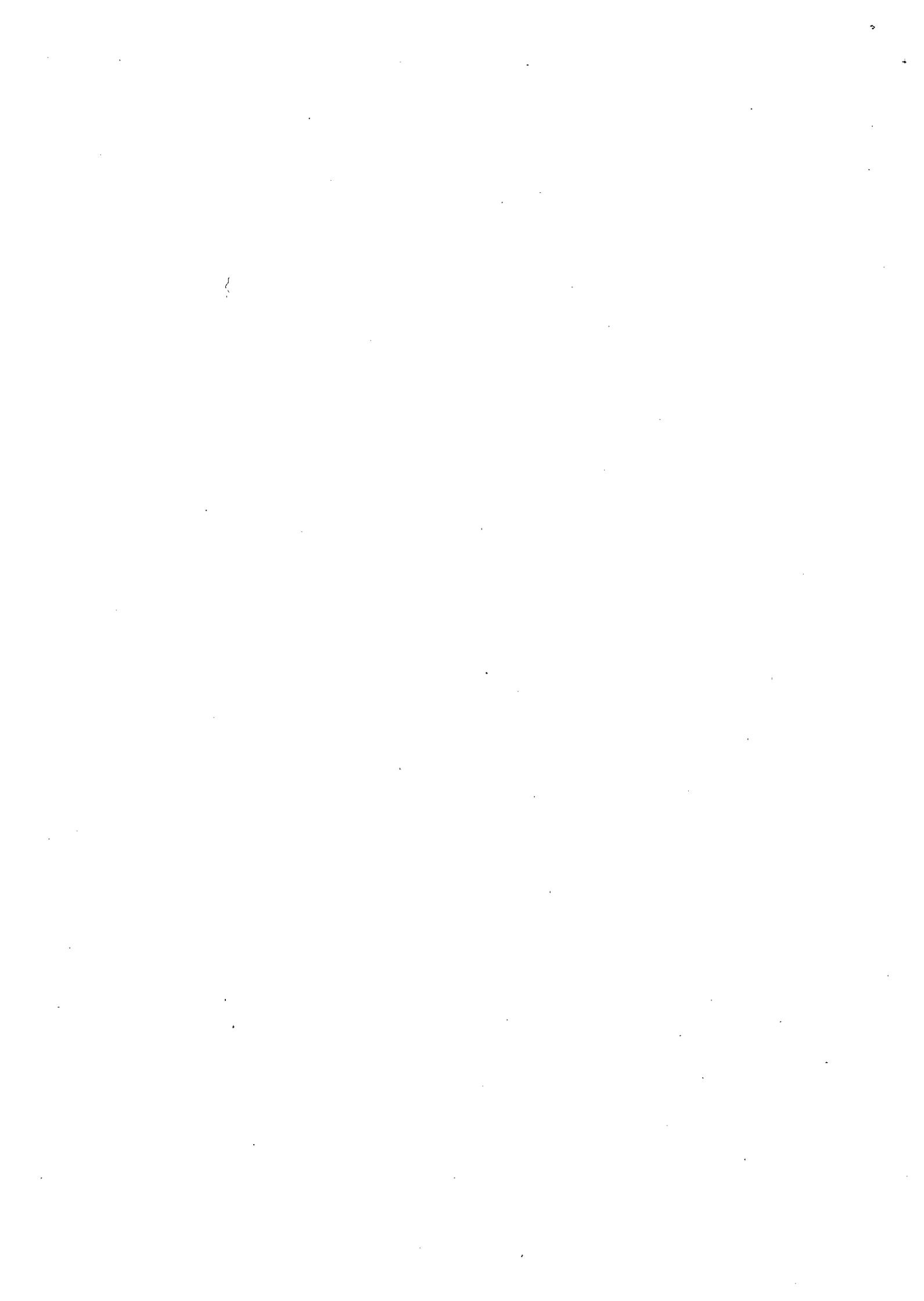
<https://nttls-edu.jp/mextdigital/2019/>

募集期間：令和元年8月6日より令和元年8月27日 まで

ただし、応募多数の場合先着順とさせていただきます。

※1 令和元年度文部科学省委託事業「デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」デジタル教科書の無償貸与による効果検証への参加者募集によるものです。

※2 本事業の事務局である、エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社のウェブサイトにつながります。



Q & A

質問1 誰が対象ですか？

答え 視覚障害や発達障害等の障害、日本語指導が必要（日本語に通じない）、これらに準ずるもの（色覚特性や化学物質過敏症等）により紙の教科書を使用することが困難な児童生徒です。小学校・中学校・高等学校等は問いません。また、通常学級に通学していても応募できます。

質問2 誰が応募できますか？

答え 市区町村の教育委員会または学校単位で応募できます。公立学校の場合は、必要に応じて教育委員会に届出又は承認を受けてください。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項より）

質問3 どの教科書でも応募可能ですか？

答え 応募ウェブサイトに掲載のあるもののうち、今年度使用している教科書と同じものに応募してください。なお、教科書に準拠したデジタル教材がある場合は、そちらも選択可能です（教材の場合は教科書使用義務が発生するため紙の教科書も参照してください）。

質問4 ICT機器は整備してもらえますか？

答え ICT機器については、学校に備え付けのものを御使用いただくか、教育委員会または学校で御用意いただくようお願いいたします。また、学習者用デジタル教科書の導入に必要な推奨環境についてもウェブサイトから確認できます。

質問5 学校に依頼されることはありますか？

答え 検証に必要な簡単なアンケートに回答いただきます。また、授業の見学をお願いする場合があります。

☆学校、教育委員会の皆様へ☆

文部科学省では、今年度より、学習者用デジタル教科書を制度化しました。教科書での学習に困難がある児童生徒の学習に役立つ機能が多くあります！また、一斉授業だけでなく、取り出し授業や家庭学習でも使えます。是非、一度使ってみてください！なお、医師の診断書等は要りません。

※教科書発行者は、令和2年度の小学校用教科書から本格的にデジタル教科書を発行します。機能が各段に向上する見込みです。是非最新版のサンプルを各発行者のHPでお試してください。

